

点検検証部会の審議状況について

(報告)

～第2回点検検証部会資料～

平成31年3月6日

第2回点検検証部会 議事次第

- 1 日 時：平成31年3月5日（火）16：00～18：15
- 2 場 所：総務省第2庁舎 7階大会議室
- 3 議 題：（1）基幹統計の点検結果の整理について
（2）基幹統計の予備審査（統一的審査）について
（3）今後の進め方について
（4）その他
- 4 配布資料
 - 資料1-1 不適正と疑われる事案発見時の対応方針について（案）
 - 資料1-2 基幹統計の点検の整理
 - 資料2-1 予備審査（統一的審査）に向けた「視点」について
 - 資料2-2 統計局が実施する統計調査の実施プロセスについて（総務省統計局）
 - 資料2-3 書面調査票（案）
 - 資料3-1 当面の進め方（案）
 - 資料3-2 ワーキンググループの設置について（案）
 - 参考1 点検検証部会構成員名簿
 - 参考2 毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等
に関する追加報告書
 - 参考3 第1回点検検証部会議事概要

※資料2-2及び参考資料は添付を省略

不適正が疑われる事案発見時の対応方針について（部会長案）

第一回の部会で決定した「部会運営に当たっての基本方針」では、「点検検証の過程において不適正と疑われる事案が発見された場合には、当該府省に対して、速やかに正確な事実確認を行ってその結果を部会に報告するとともに、対外的に公表・説明を行うことを求める」としたところである。

今後、部会やワーキンググループ（以下、「部会等」という。）は公開で行われることから、会議資料は即座に公開されることになるが、会議開催以外の場面で不適正が疑われる事案（一般統計調査も含む。）が発見された場合の部会としての対応方針を定める必要があると考える。

以下のように対応することを原則としてはどうか。

（１）部会構成員等が発見した場合

- ・当該府省に対して、速やかに正確な事実確認を行ってその結果を部会に報告するとともに、対外的に公表・説明を行うことを求める。

（２）各府省内の点検段階等において、各府省が発見した場合

- ・レベルⅣに該当すると各府省が判断した場合には、当該府省において、部会への報告を待たず、速やかに事実確認の結果等を公表するとともに、事務局を通じて、その事実を部会に報告する。
- ・レベルⅢに該当すると各府省が判断した場合には、当該府省において、部会への報告を待たず、ウェブ上の「正誤情報」などを通じて速やかに修正情報を周知するとともに、その事実を書面調査の回答に記載するなどにより部会に報告する。
- ・数値の誤りを含まない場合（レベルⅠ～Ⅱに該当）には、状況等を事務局において整理した上、部会への報告としてとりまとめ、その際に公表する。
- ・いずれの場合においても、影響度による区分については、最終的に部会において判断するものとする。

【影響度による区分】

- Ⅰ 数値の誤りも利用上の支障も生じない場合
- Ⅱ 数値の誤りは生じていないが、利用上の支障を来す場合
- Ⅲ 利用上重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り
- Ⅳ 利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り

基幹統計の点検結果の整理について

影響度による区分

- I 数値の誤りも利用上の支障も生じない
- II 数値の誤りは生じていないが、利用上の支障を来す
- III 利用上重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り
- IV 利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り

※影響度欄の上段は、各府省と事務局で仮に影響度を区分したもの

○結果数値の訂正が必要なもの

| 府省名 | 統計名 | 事案の概要 | 影響度 | 影響の内容 | 対応方針又は対応状況 |
|-------|--------|-------------------------------|-----------|--|-------------------------------|
| 国土交通省 | 建設工事統計 | 事業者からの報告内容に誤記載があり、実態より大きい値で公表 | III 又は IV | ・内閣府が公表する「月例経済報告」では、本調査の「受注高」が利用されているが、修正が発生した項目は利用していない ・外部からの本数値の使用を目的としたデータ提供依頼はない ・内閣府の「国民経済計算」においても影響がないことを確認 | ・平成31年1月24日及び2月20日に修正値について公表済 |

○計画上の集計事項の中に集計・公表されていないものがある

| 府省名 | 統計名 | 事案の概要 | 影響度 | 影響の内容 | 対応方針又は対応状況 |
|-------|----------|---|---------|--|---|
| 総務省 | 住宅・土地統計 | 調査計画の集計事項一覧に、集計予定のない事項を誤って記載していたため、当該事項について集計及び公表を行っていない | I 又は II | 調査計画から集計予定のない事項を除く変更申請手続が行われていなかった事案であり、利用上の支障は生じない | 統括官室へ相談の上、総務大臣への変更申請手続等必要な作業を実施する |
| 総務省 | 経済構造統計 | 調査計画の集計事項一覧に、集計予定のない事項を誤って記載していたため、当該事項について集計及び公表を行っていない | I 又は II | 調査計画から集計予定のない事項を除く変更申請手続が行われていなかった事案であり、利用上の支障は生じない | 統括官室へ相談の上、総務大臣への変更申請手続等必要な作業を実施する |
| 総務省 | 全国消費実態統計 | ①調査計画の集計事項一覧に、集計予定のない事項を誤って記載していたため、当該事項について集計及び公表を行っていない ②調査の結果サンプル数が少なく結果精度の面から集計・公表に適さないと判断したため、集計及び公表を行っていない | I 又は II | ①調査計画から集計予定のない事項を除く変更申請手続が行われていなかった事案であり、利用上の支障は生じない ②調査の結果、結果精度の面から集計・公表に適さないと判明したものを除く処理をしたものであり、利用上の支障は生じない | 統括官室へ相談の上、総務大臣への変更申請手続等必要な作業を実施する |
| 財務省 | 法人企業統計 | 年次別調査において、平成20年度から平成29年度までの「損害保険業」の「配当率」、「配当性向」、「内部留保率」が掲載漏れ | I 又は II | ・左記の3つの比率は、既に公表している「損害保険業」に係る「配当金」、「資本金（期首・期末平均）」等から算出可能 ・掲載が漏れていた事項をe-Statへ追加的に掲載するという事案であり、遡及改定等の修正が必要となるものではなく、既存のデータに対する影響はない | 掲載漏れとなっていたデータについて、平成31年1月24日に財務省HPに掲載済 e-Statへは1月29日に掲載済 |
| 文部科学省 | 学校教員統計 | 1. 給料月額別職名別教員構成が特別支援学校としては集計し、公表していたが、障害種別ではしていなかった | I 又は II | 1. 特別支援学校の障害種別に係る集計結果の掲載漏れによって影響が生じたという事案は特段認められず、当該事項に係る調査票情報の提供申請もなかった | 1. 集計の上、e-Statに掲載済 |
| | | 2. 「短期大学」・「高等専門学校」における、「年齢区分別 専門分野別 本務教員の自校出身者の占める比率」について、刊行物には掲載していなかった | I 又は II | 2. 刊行物への掲載が漏れていたものであるが、もともと調査計画で集計事項本体と閲覧公表（インターネットのみに掲載）の両方同じ事項を記載していたもの | 2. 刊行物への掲載の必要性を再検討しつつ、今後は調査計画に沿った掲載を行う |
| 厚生労働省 | 毎月勤労統計 | 調査計画上集計・公表することとしていた「産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数」を公表せず、「事業所割合」で公表 | P | 報告のあった事業所が特定される可能性があるため、秘匿性確保の観点から「数」ではなく「割合」に変更したもの | 秘匿処理の方法を検討の上、公表する |

| 府省名 | 統計名 | 事案の概要 | 影響度 | 影響の内容 | 対応方針又は対応状況 |
|-------|---------------|---|---------|---|---------------------------------|
| 国土交通省 | 建築着工統計 | 「用途別、構造別、大都市別表」等において、計画上の集計事項の集計を行っていなかった | I 又は II | 当該事項の集計に必要なデータは、集計したとしても建築物の特定を行いやすく、公表の際には相当の秘匿処理を必要とする可能性があることから、公表することが必ずしも統計利用者の利便に資するとは限らない | 当該集計表の必要性について検討 |
| 国土交通省 | 鉄道車両等生産動態統計 | 調査計画上、集計することとなっている車種別「改造」、「修理」の区分の合計である「鉄道車両（改造・修理）車種別総計」を、年報において作成していなかった | I 又は II | 平成21年度より改造・修理についてのみ月次調査から四半期調査に変更したことにより、四半期報における必要な統計表として、新たに「鉄道車両（改造・修理）車種別総計」の作成を始めたが、年報においては従来通り「鉄道車両（改造・修理）車種別総計」の作成を行っていなかった。 | 平成31年2月14日公表済 |
| 経済産業省 | 経済産業省企業活動基本統計 | 平成25年に調査計画を変更した際、統計は最新の集計表で作成したが、35の集計表のうち1表については、過去の内容で変更申請を行ったため、調査計画内の1表が最新の内容でなくなっていた | I 又は II | 調査計画中の表章様式の誤記載箇所を修正する変更申請手続きが行われていなかった事案であり、利用上の支障は生じない | 平成29年6月に調査計画を変更し、現在は最新の内容となっている |

○都道府県における抽出作業の手順が、国が示した手順と細部において相違したものの

| 府省名 | 統計名 | 事案の概要 | 影響度 | 影響の内容 | 対応方針又は対応状況 |
|-------|--------|---|---------|---|-----------------------------|
| 国土交通省 | 建築着工統計 | 一部の都道府県における抽出作業の手順が、国土交通省が示している手順と細部において相違していた（抽出の発出番号や抽出間隔が異なる等） | I 又は II | 一部の都道府県（4県）において無作為抽出手順の細部が相違していたものであり、利用上の支障は生じない | 当該都道府県に対して改めて適切な手順で抽出するよう指示 |

○その他手続等の問題があるもの（計画変更手続の未実施）

| 府省名 | 統計名 | 事案の概要 | 影響度 | 影響の内容 | 対応方針又は対応状況 |
|-------|--------|--|---------|--|---|
| 経済産業省 | 商業動態統計 | 標本抽出に用いる母集団名簿を平成24年時点から平成26年時点の最新のものに変更したが、総務大臣への変更申請手続きが行われていなかった | I 又は II | 調査自体は適切に行われたが手続が漏れていた事案であり、利用上の支障は生じない | ・調査計画上に記載されている母集団と実際に利用している母集団は異なることを当該統計調査のHPに注記 ・調査計画上の母集団の記載を変更する申請手続きを早急に行う（総務省と相談中） |

○その他手続等の問題があるもの（告示が未修正）

| 府省名 | 統計名 | 事案の概要 | 影響度 | 影響の内容 | 対応方針又は対応状況 |
|-------|--------|--|---------|---|--|
| 国土交通省 | 建築着工統計 | 調査計画通りに調査は実施されたが、標本抽出方法を示す告示において、必要な修正が行われていなかった | I 又は II | 調査自体は適切に行われたが告示が修正されていなかった事案であり、利用上の支障は生じない | 「公的統計の整備に関する基本的な計画」に基づき標本設計の変更を検討中であり、その結果を踏まえ対応 |

○その他手続等の問題があるもの（公表期日の遅延）

| 府省名 | 統計名 | 事案の概要 | 影響度 | 影響の内容 | 対応方針又は対応状況 |
|-------|--------|-----------------------------|---------|---|-------------------|
| 文部科学省 | 学校教員統計 | 調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から約2か月遅延 | I 又は II | 過去調査4回分（平成19年度調査以降）の調査の公表日を確認したところ、中間報告において断続的に発生。確報は遅延なし。（※3年に1回調査を実施） | 調査計画記載の公表期日通り公表する |
| 文部科学省 | 社会教育統計 | 調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から約3か月遅延 | I 又は II | 過去調査4回分（平成17年度調査以降）の調査の公表日を確認したところ、中間報告において断続的に発生。確報は遅延なし。（※3年に1回調査を実施） | 調査計画記載の公表期日通り公表する |

| 府省名 | 統計名 | 事案の概要 | 影響度 | 影響の内容 | 対応方針又は対応状況 |
|-------|---------------|--|---------|---|--|
| 厚生労働省 | 薬事工業生産動態統計 | 調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から 月報（平成30年1月）で約6か月の遅延 年報（平成28年）で約9か月の遅延 | I 又は II | 年報は平成26年以降、遅延、月報は平成21年以降、遅延 ※年報は平成22年分以降、月報は平成21年分以降の調査の公表日を確認 昨年、公表の遅延改善等を目的として、調査のオンライン化など調査方法を変更。（平成30年1月総務省承認、平成31年1月から実施済） | ・調査客体を集約し、調査票収集を迅速化 ・紙・電磁的記録媒体・オンラインのいずれで報告しても可としていたが、原則オンライン報告とし、エラーチェック機能を拡充することにより、データ精査に要する期間を大幅に短縮 ・紙調査票のデータ入力に要していた時間の短縮 |
| 厚生労働省 | 医療施設統計 | 調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から 静態調査で約2か月の遅延（平成29年調査） | I 又は II | 静態調査は平成23年以降、遅延 ※動態調査（平成30年10月分）については、遅延なし | 調査計画（公表の期日等）等の見直し |
| 厚生労働省 | 患者統計 | 調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から±2か月遅延（平成26年調査） | I 又は II | 平成23年以降、遅延 | 調査計画（公表の期日等）等の見直し |
| 農林水産省 | 牛乳乳製品統計 | 調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から確報が出ている平成29年の公表の調査でみると、1～2日の遅延 | I 又は II | 平成18年以降、遅延 | 公表実態に合った期限に改めるべく、調査計画の変更を申請 総務省統計委員会の点検検証部会での再発防止、統計の品質向上等を目指した検証作業に積極的に協力 |
| 農林水産省 | 農業経営統計 | 調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から確報が出ている平成29年度の公表の調査で見ると、22調査区分のうち12調査区分について調査計画上の公表期日より1～5か月程度の遅延 | I 又は II | 平成16年以降、遅延 | 公表実態に合った期限に改めるべく、調査計画の変更を申請 総務省統計委員会の点検検証部会での再発防止、統計の品質向上等を目指した検証作業に積極的に協力 |
| 経済産業省 | 経済産業省企業活動基本統計 | 平成29年速報について、平成30年1月中旬に公表する予定であったが、公表準備中に調査対象企業の報告値に誤りがあることが判明したため、公表日が2日遅延 | I 又は II | 速報の公表が2日遅れ（単発の事象） | 平成30年2月2日に公表 なお、平成30年速報については、平成31年1月24日に公表している |
| 国土交通省 | 建築着工統計 | 調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から約6か月遅延 | I 又は II | 確認できるのは 昭和45年分以降（補正調査結果） ※建築物着工統計等については遅延なし | 公表期日の見直し |
| 国土交通省 | 自動車輸送統計 | 調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から約3か月遅延 | I 又は II | 確認できるのは 平成6年4月分以降（月報） | 公表期日の見直し |
| 国土交通省 | 港湾統計 | 調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から ・月報で約8か月遅延 ・年報で約1か月遅延 | I 又は II | 確認できるのは 平成元年1月分以降（月報） 平成28年分以降（年報） | 公表期日の見直し |
| 国土交通省 | 造船造機統計 | 調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から ・月報で約1か月遅延 ・四半期報で約1か月遅延 | I 又は II | 確認できるのは 昭和46年1月分以降（月報） 平成21年第2四半期分以降（四半期報） | 公表期日の見直し |
| 国土交通省 | 鉄道車両等生産動態統計 | 調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から ・四半期報で約1か月遅延 ・年報で約1か月遅延 | I 又は II | 確認できるのは 平成21年度第1四半期分以降（四半期報） 平成28年度分以降（年報） | 申請どおり公表の方針 ・丁寧な督促を鋭意実施したことにより、公表期日からの遅延が14日に縮小したことから、引き続き、調査計画どおりの公表に向け、鋭意督促を行っていく |
| 国土交通省 | 法人土地・建物基本統計 | 調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から ・速報で約1か月遅延 ・確報で約3か月遅延 | I 又は II | 平成20年、25年調査結果公表分 | 申請どおり公表の方針 ・調査票回収、回答内容の審査等の各業務を前倒しで行うとともに、調査結果の審査等を合理化する |

○その他手続等の問題があるもの（公表方法の変更）

| 府省名 | 統計名 | 事案の概要 | 影響度 | 影響の内容 | 対応方針又は対応状況 |
|-------|------------|--|---------|---|--|
| 経済産業省 | ガス事業生産動態統計 | 計画上は、統計データを資源エネルギー庁ホームページ及びe-Stat掲載することとしていたが、資源エネルギー庁ホームページには全データを掲載していたものの、e-Statには月報のみの掲載となっていた | I 又は II | 四半期結果の集計表のみ、e-statへの掲載がされていなかったものであり、資源エネルギー庁ホームページでの公表はされている | 判明後、直ちにe-Statにも全データを掲載 |
| 国土交通省 | 自動車輸送統計 | 計画上の公表方法（インターネット、印刷物）のうち、実施していないものがある | I 又は II | 月報をインターネット及び印刷物で公表するとしていたところ、印刷物のみ未実施 | ・印刷物での公表を行っていないことを当該統計調査のHPに注記 ・計画を変更し、月報の印刷を廃止する |
| 国土交通省 | 港湾統計 | 計画上の公表方法（インターネット、印刷物）のうち、実施していないものがある | I 又は II | 月報をインターネット及び印刷物で公表するとしていたところ、印刷物のみ未実施 | ・印刷物での公表を行っていないことを当該統計調査のHPに注記 ・計画を変更し、月報の印刷を廃止する |
| 国土交通省 | 造船造機統計 | 計画上の公表方法（インターネット、印刷物）のうち、実施していないものがある | I 又は II | 月報及び四半期報をインターネット及び印刷物で公表するとしていたところ、印刷物のみ未実施 | ・印刷物での公表を行っていないことを当該統計調査のHPに注記 ・計画を変更し、月報の印刷を廃止する |

厚生労働省追加報告（賃金構造基本統計）はP

点検対象外の事案

| 府省名 | 統計名 | 事案の概要 | 影響度 | 影響の内容 | 対応方針又は対応状況 |
|-----|--------|--|-----------|---|--|
| 総務省 | 小売物価統計 | 大阪府知事任命の（大阪市、枚方市及び東大阪市の）統計調査員が不適切な調査事務を行っていたため、該当品目の平均価格に修正が発生 | III 又は IV | ・不適切な事務処理があったのは、全国約21万の価格データのうちの約180価格（価格の訂正を行ったのは、約50価格） ・本調査結果を用いている消費者物価指数の公表済数値に影響なし | ・平成31年1月31日に全都道府県に対して注意喚起の文書を発出 ・大阪市、枚方市及び東大阪市の該当品目に係る遡及集計を行い、平成31年2月22日に遡及集計結果及び正誤表を公表 |

統計法関連規定（抜粋）

統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（基幹統計の公表等）

第八条 行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、速やかに、当該基幹統計及び基幹統計に関し政令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- 2 行政機関の長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該基幹統計の公表期日及び公表方法を定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
- 3 行政機関の長は、国民が基幹統計に関する情報を常に容易に入手することができるよう、当該情報の長期的かつ体系的な保存その他の適切な措置を講ずるものとする。

（基幹統計調査の承認）

第九条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 調査の名称及び目的
 - 二 調査対象の範囲
 - 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - 四 報告を求める者
 - 五 報告を求めるために用いる方法
 - 六 報告を求める期間
 - 七 集計事項
 - 八 調査結果の公表の方法及び期日
 - 九 使用する統計基準その他総務省令で定める事項
- 3 前項の申請書には、調査票その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 総務大臣は、第一項の承認の申請があったときは、統計委員会の意見を聴かなければならない。ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

（基幹統計調査の変更又は中止）

第十一条 行政機関の長は、第九条第一項の承認を受けた基幹統計調査を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

- 2 第九条第四項の規定は前項に規定する基幹統計調査の変更及び中止の承認について、前条の規定は同項に規定する基幹統計調査の変更の承認について準用する。

（一般統計調査の承認）

第十九条 行政機関の長は、一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第九条第二項及び第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(一般統計調査の変更又は中止)

第二十一条 行政機関の長は、第十九条第一項の承認を受けた一般統計調査を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項に規定する一般統計調査の変更の承認について準用する。

3 行政機関の長は、第十九条第一項の承認を受けた一般統計調査を中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣にその旨を通知しなければならない。

(一般統計調査の結果の公表等)

第二十三条 行政機関の長は、一般統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該一般統計調査の結果及び一般統計調査に関し政令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

2 第八条第三項の規定は、一般統計調査の結果に関する情報について準用する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（抄）

(基幹統計に関する公表事項)

第三条 法第八条第一項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 統計調査以外の方法により基幹統計を作成した場合 当該基幹統計の目的、作成の方法、当該基幹統計における用語の定義その他の当該基幹統計の利用に際し参考となるべき事項

二 統計調査の方法により基幹統計を作成した場合 当該基幹統計の目的、統計調査の方法により作成された旨、当該統計調査に関し次に掲げる事項、当該基幹統計における用語の定義その他の当該基幹統計の利用に際し参考となるべき事項

イ 調査対象の範囲

ロ 報告を求めた事項及びその基準とした期日又は期間

ハ 報告を求めた者

ニ 報告を求めめるために用いた方法

(一般統計調査の結果に関する公表事項)

第六条 第三条（第一号を除く。）の規定は、法第二十三条第一項の政令で定める事項について準用する。

- 1 調査の名称
- 2 調査の目的
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域的範囲
 - (2) 属性的範囲
- 4 報告を求める者
 - (1) 数
 - (2) 選定の方法 (全数 無作為抽出 有意抽出)
 - (3) 報告義務者
- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - (2) 基準となる期日又は期間
- 6 報告を求めのために用いる方法
 - (1) 調査組織
 - (2) 調査方法
(調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他 ())
- 7 報告を求める期間
 - (1) 調査の周期
 - (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限
- 8 集計事項
- 9 調査結果の公表の方法及び期日
 - (1) 公表の方法
 - (2) 公表の期日
- 10 使用する統計基準
- 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者
- 12 立入検査等の対象とすることができる事項

※集計事項に関する申請例①

平成 25 年住宅・土地統計調査 集計事項一覧（抄）

| 一連番号 | 集計事項 | 全国 | 大都市圏 | 都市圏 | 距離帯 | 都道府県 | 市区 | 町村 |
|-------|---|----|------|-----|-----|------|----|----|
| 第1表 | 居住世帯の有無別住宅数及び住宅以外で人が居住する建物数 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 第2表 | 住宅の種類・住宅の所有の関係別住宅数及び建物の種類・建物の所有の関係別住宅以外で人が居住する建物数並びに世帯の種類別世帯数及び世帯人員 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | ・ | | | | | | | |
| | ・ | | | | | | | |
| | ・ | | | | | | | |
| 第166表 | 都市計画の地域区分, 居住世帯の有無, 公共下水道の有無別住宅数及び住宅以外で人が居住する建物数並びに世帯の種類別世帯数及び世帯人員 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ |
| | ・ | | | | | | | |
| | ・ | | | | | | | |
| | ・ | | | | | | | |
| 第206表 | 平成21年以降の住宅の増改築・改修工事等, 家計を主に支える者の男女, 年齢別持ち家数 | ○ | | | | ○ | | |
| 第207表 | 住宅の建て方, 建築の時期別東日本大震災による被災箇所の改修工事をした持ち家数 | ○ | | | | ○ | | |

記載ミス（集計予定のない事項を誤って記載）

※集計事項に関する申請例②

鉄道車両等生産動態統計調査（国土交通省）

○調査計画の集計事項

【鉄道車両生産（新造）調査票】

- ①車種別新造合計受注、生産、月末手持両数及び金額
- ②車種別新造国内向け受注、生産、月末手持両数及び金額
- ③車種別新造国内向け需要先別受注、生産、月末手持車両数及び金額
- ④車種別新造輸出向け受注、生産、月末手持両数及び金額

【鉄道車両生産（改造・修理）調査票】

- ①車種別改造・修理総計、受注、生産、期末手持両数及び金額
⇒平成21年調査の調査計画から追加したが、年報において現在まで未集計であった
- ②車種別改造合計受注、生産、期末手持両数及び金額
- ③車種別改造需要先別受注、生産、期末手持両数及び金額
- ④車種別修理合計受注、生産、期末手持両数及び金額
- ⑤車種別修理需要先別受注、生産、期末手持両数及び金額

【鉄道車両部品生産調査票】

- ①品目別生産、出荷、期末在庫数量及び金額
- ②納入先別出荷内訳

【鉄道信号保安装置生産調査票】

- ①品目別生産、出荷、期末在庫数量及び金額
- ②納入先別出荷内訳

【索道搬器運行装置生産調査票】

- 品目別受注、生産、期末手持数量及び金額

※各府省への説明会で配布した資料

<実施要領>

対象統計：基幹統計（56）

点検項目：以下の項目について、承認された調査計画や対外的な説明のとおり行われているか

○調査対象の選定方法（全数調査／抽出調査の別、抽出方法、抽出率、報告者数 等）

また、復元推計の実施状況についても調査（抽出調査において、統計的な処理（復元）が適切に行われているか）

※集計プログラムにおける復元処理の点検を含む

なお、統計調査以外の方法によって作成する基幹統計については、その作成方法（統計法第26条に基づき、総務大臣に通知された作成方法と異なる方法で作成されていないか）について調査

点検手法：各府省が統計幹事を中心に自ら点検を実施。これを総務省が取りまとめ

実施府省：基幹統計所管の府省等

（内閣府、総務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

提出期限：1月22日（火）10時

提出先：総務省政策統括官室総点検担当の各府省担当者に加えて総括担当にも送付してください。

基幹統計の点検内容

| 府省庁等名（担当課室名） | | 承認・公表されている調査計画等の内容 (A欄) | | 直近の実施内容に基づく実績 (B欄) | 自己点検結果 A欄とB欄が ・同じ場合：○ ・異なる場合：× |
|----------------------------------|--|----------------------------|---|---|---|
| 統計・調査名称 | | 承認・公表されている調査計画等の内容 (A欄) | | 直近の実施内容に基づく実績 (B欄) | 自己点検結果 A欄とB欄が ・同じ場合：○ ・異なる場合：× |
| 1 調査対象の選定 方法 | 承認・公表されている調査計画等の内容 (A欄) | | 直近の実施内容に基づく実績 (B欄) | 自己点検結果 A欄とB欄が ・同じ場合：○ ・異なる場合：× | 自己点検結果 A欄とB欄が ・同じ場合：○ ・異なる場合：× |
| ① 調査対象の範囲 | (いづれかにチェック又は記載) 地理的範囲〔□全国 □一部地域 ()〕 属性的範囲〔□世帯・個人 □企業・法人 □事業所 ()〕 □その他 () | | 地理的範囲〔□全国 □一部地域 ()〕 属性的範囲〔□世帯・個人 □企業・法人 □事業所 ()〕 □その他 () | 地理的範囲〔□全国 □一部地域 ()〕 属性的範囲〔□世帯・個人 □企業・法人 □事業所 ()〕 □その他 () | |
| ② 全数調査・抽出 調査等の別 | (いづれかにチェックを付す) □全数調査 □一部全数調査 (全数の範囲：) □抽出調査 | | □全数調査 □一部全数調査 (全数の範囲：) □抽出調査 | □全数調査 □一部全数調査 (全数の範囲：) □抽出調査 | |
| ③ 抽出方法等 | (選定の方法にチェックを付すとともに、使用する母集団情報を記載) 選定方法〔□全数 □無作為抽出 □有意抽出〕 母集団情報〔)〕 | | 選定方法〔□全数 □無作為抽出 □有意抽出〕 母集団情報〔)〕 | 選定方法〔□全数 □無作為抽出 □有意抽出〕 母集団情報〔)〕 (左欄との違いを記載) | |
| ④ 標本設計の概要 (無作為抽出、有意 抽出の場合) | (抽出区分(産業別、規模別等)ごとに目標精度や抽出率、上位●%選定等を記載) | | (抽出区分(産業別、規模別等)ごとに目標精度や抽出率、上位●%選定等を記載) | | |
| ⑤ 報告者数 | (いづれかにチェック又は記載) □〔)〕世帯・人 □〔)〕法人・事業所 □その他〔)〕 母集団の数〔)〕 | | □〔)〕世帯・人 □〔)〕法人・事業所 □その他〔)〕 母集団の数〔)〕 | □〔)〕世帯・人 □〔)〕法人・事業所 □その他〔)〕 母集団の数〔)〕 ※ 左欄と異なる場合、その理由を記載 | |

加工統計の点検作業表

| 府省庁等名（担当課室名） | | | 自己点検結果 |
|----------------------------------|--|--|-----------------------|
| 加工統計の名称 | | | A欄とB欄が |
| 統計法第26条に基づき総務大臣に通知した作成方法 (A欄) | 直近の実施内容に基づく実績 (B欄) | | ・ 同一場合：○ ・ 異なる場合：× |
| | <input type="checkbox"/> 通知された作成方法の通り作成 <input type="checkbox"/> 通知された作成方法と異なる方法で作成 (異なる点) | | |

(注) 点検は、確報を公表している直近の調査の実施状況を基に実施して下さい。

予備審査（統一的審査）に向けた「視点」について

【再発防止】（問題の未然防止）

- ・ チェック・審査（実査、審査、集計の各段階）
- ・ 委託事業者、地方公共団体の履行確認
- ・ 調査・集計方法の透明性
- ・ プロセスごとの管理者の役割
- ・ 結果数値の妥当性に関する外部からの指摘
- ・ 承認申請形式の適切性

【発生時対応】

- ・ 必要なデータ等の保存
- ・ 発生時の対応ルール（把握時点での適時開示など）
- ・ 行政利用の事前把握

【品質向上】

- ・ 人員・体制
- ・ 職員の能力（研修）
- ・ 統計ニーズ（行政外を含む）の把握と対応
- ・ 関連システムの更新の適切性（古いシステムが使われていないか）

※視点は、必要に応じて追加する

基幹統計に係る書面調査票

| | |
|--------------|--|
| 基幹統計の名称 | |
| 府省庁等名（担当課室名） | |

※ 以下の事項のうち、「□」の箇所については該当するところにチェック（■）を付してください。また、所定の箇所に記載してください。なお、本調査票は、平成 31 年 2 月末時点において確報を公表している直近の調査の実施状況を基に記載してください。

1 統計調査に係る基本的事項

| ①作成プロセスの概要 | 調査対象の範囲 | 地理的範囲〔□全国 □一部地域（ ）〕 属性的範囲〔□世帯・個人 □企業・法人 □事業所 □その他（ ）〕 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------------------------|---|--|---------|---------|---------|----|----|------|----|----|----|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|------|--|--|--|--|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|-------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 全数調査・抽出調査等の別 | □全数調査 □一部全数調査（全数の範囲： ） □抽出調査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 抽出方法等 | 抽出調査の方法〔□無作為抽出 □有意抽出〕 母集団情報〔 〕 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 調査系統 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 調査票の配布・回収方法 | 配布 | □調査員調査 □郵送調査 □オンライン調査 □その他（ ） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 回収 | □調査員調査 □郵送調査 □オンライン調査 □その他（ ） ↳ 他計方式の場合→□ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 企画・実査・審査等の実施機関等 | ◆該当する欄に「●」を付す。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>企画</th> <th>標本抽出</th> <th>実査</th> <th>入力</th> <th>符号付け</th> <th>審査</th> <th>集計</th> <th>公表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本府省</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方支分部局</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間事業者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | 区分 | 企画 | 標本抽出 | 実査 | 入力 | 符号付け | 審査 | 集計 | 公表 | 本府省 | | | | | | | | | 地方支分部局 | | | | | | | | | 都道府県 | | | | | | | | | 市町村 | | | | | | | | | 民間事業者 | | | | | | | | |
| 区分 | 企画 | 標本抽出 | 実査 | 入力 | 符号付け | 審査 | 集計 | 公表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本府省 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方支分部局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都道府県 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民間事業者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②調査の周期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③調査票の構成 | ○種類 （主な調査票：○○調査票、○○調査票、○○調査票） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④回収率の推移 | 区 分 | 平成 30 年 | 平成 29 年 | 平成 28 年 | 平成 27 年 | 平成 26 年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 調査対象数(a) | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 回収数(b) | 8,840 | 8,840 | 8,840 | 8,840 | 8,840 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 回収率(b/a) | 88.4 | 88.4 | 88.4 | 88.4 | 88.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※ 代替標本を認めているか → □認めている □認めていない | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 区分 | 平成25年 | 平成24年 | 平成23年 | 平成22年 | 平成21年 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 調査対象数(a) | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 回収数(b) | 8,840 | 8,840 | 8,840 | 8,840 | 8,840 |
| 回収率(b/a) | 88.4 | 88.4 | 88.4 | 88.4 | 88.4 |

(注) 1 異なる属性的範囲を対象に調査を実施(例:世帯と企業を対象に実施)している場合は、それぞれ分けて作成してください。
2 回収率については、以下により記載してください。
① 1年未満の周期で行われる調査(月次調査、四半期調査等)は、平成21年～30年の年平均回収率
② 年次・隔年調査、周期調査(3年周期)は、平成21年～30年における実施年の回収率(未実施年の欄には「-」を記載)。5年周期は、直近2回(平成21年以前となる場合も含む)の回収率

⑤ 予算額

※推移がわかるように過去10年度分の予算額をグラフで整理したものをプロット
(下図は、千円単位で作成したグラフのイメージ)

| 年度 | 予算額 |
|--------|--------|
| 平成21年度 | 65,468 |
| 平成22年度 | 66,265 |
| 平成23年度 | 65,198 |
| 平成24年度 | 65,468 |
| 平成25年度 | 65,198 |
| 平成26年度 | 66,265 |
| 平成27年度 | 65,468 |
| 平成28年度 | 66,265 |
| 平成29年度 | 65,198 |
| 平成30年度 | 65,198 |

2 再発防止に係る取組

| ① チェック・審査(集計・公表段階だけでなく、実査段階も含む) | |
|---|--|
| i) 実査段階におけるチェック | |
| ◆ 調査票の記載内容の確認 | |
| 実施している調査方法をチェックし、当該調査方法により得られた調査票の記載内容の確認のための取組 | |
| 調査方法 | 調査票の記載内容の確認のための取組 |
| <input type="checkbox"/> 調査員調査 | <input type="checkbox"/> 調査員(委託事業者の調査員を含む)・指導員による目視 <input type="checkbox"/> 委託事業者による目視 <input type="checkbox"/> 都道府県・市町村の職員による目視 <input type="checkbox"/> その他() |
| <input type="checkbox"/> 郵送調査 | <input type="checkbox"/> 委託事業者による目視 <input type="checkbox"/> 都道府県・市町村の職員による目視 <input type="checkbox"/> その他() |
| <input type="checkbox"/> オンライン調査 (電子調査票にお | <input type="checkbox"/> 記入漏れのチェック⇒ <input type="checkbox"/> 調査事項の全部 <input type="checkbox"/> 調査事項の一部 |

| | |
|------------------------------|--|
| けるプログラムチェック) | <input type="checkbox"/> レンジチェック <input type="checkbox"/> クロスチェック <input type="checkbox"/> その他 () |
| <input type="checkbox"/> その他 | (取組内容を記載) |

(注)「レンジチェック」とは、価格などのように通常の値幅等がある場合、回答数値が一定の許容範囲内にあるか否かをチェックするもの。

「クロスチェック」とは、各調査項目間の関連性に着目し、その記入内容の矛盾や不合理をチェックするもの。

ii) 個票データの審査段階におけるチェック

◆ 審査段階におけるチェックの実施状況

個票ベースの調査事項の審査を実施しているか

- 実施している
↳ 目視による審査のみ実施
システムプログラムによる審査を実施
実施していない
↳ (理由:)

(システム・プログラムによる審査を実施している場合)

[チェックの内容]

〇〇調査票

全調査事項:50項目

| 区分 | 調査事項の通し番号 | チェック有の項目数 ／全項目数* | 検出総数 (概数) |
|--------|------------|---------------------|--------------|
| チェック方法 | ①記入漏れのチェック | 49 / 50 | |
| | ②レンジチェック | 20 / 35 | |
| | ③クロスチェック | 40 / 50 | |
| | その他 | | |
| | ①～③の計 | 109 / 135 | |

(注) 調査票ごとに調査事項の通し番号(1、2、…)を振って、それぞれで実施しているチェック方法に応じて記載・整理したものを添付してください。そのうち、調査票ごとに本表に掲載している所定事項(「チェック有の項目数/全項目数」「検出総数(概数)」)を記載してください。

※ 全項目数は、レンジチェックなど該当のエラーチェックの対象となり得ない事項は除外して算出してください。ただし、その場合、除外した理由を明記してください。

[審査段階におけるチェック実施の考え方]

◆ エラーチェックの対象となり得ない事項としている理由

| 区分 | 考え方 |
|-----------|----------------------|
| 記入漏れのチェック | (例) プレプリントを実施しているため |
| レンジチェック | (例) 数値以外を記入させているため |
| クロスチェック | (例) 全項目で実施しているため該当なし |

◆ エラーチェックの対象となり得るが行っていない理由

| 区分 | 考え方 |
|-----------|-----|
| 記入漏れのチェック | |
| レンジチェック | |
| クロスチェック | |

◆ その他のチェックを行っている場合、その内容と考え方

(内容：)
 (考え方：)

〔検出されたものの処理について〕

◆ エラーチェックで検出されたもののうち、どのような考え方で疑義照会の対象を選定しているか。

()

◆ エラーチェックで検出されたもののうち、確認、訂正、除外等の処理をしていないものはあるか。

→ ある (内容：)
ない

〔審査段階におけるチェックのルール化〕

◆ 他の機関（統計センター、地方公共団体、民間事業者等）においてエラーチェックを実施している場合、チェックの方法（レンジチェック、クロスチェック等）や内容（レンジの幅等）は、マニュアル、指示書、仕様書等に定めてエラーチェック実施機関に統一的に示しているか。

→ チェックの方法、内容ともに定めている
チェックの方法のみ定めている
定めていない（地方公共団体、受託業者等の判断により実施）

iii) 集計段階におけるチェック

◆ 集計された集計表の正確性を確保するため、チェックを実施しているか

→ 実施している
 ↳ 目視によるチェック
 システム・プログラムによるチェック
実施していない
 ↳ (理由：)

(「実施している」場合、該当するものすべてにチェック)

| チェックの方法 | 実施状況の有無 | 理由 |
|-------------------|--|----|
| 表内検算（表内で論理矛盾がないか） | <input type="checkbox"/> 有 → 10表/10表 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 表間照合（表間で論理矛盾がないか） | <input type="checkbox"/> 有 → 3表/5表 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 時系列チェック（関連する他 | <input type="checkbox"/> 有 → 10表/10表 | |

| | | |
|---------------------------|--|--|
| の統計との比較) | <input type="checkbox"/> 無 | |
| 関連統計との比較（民間データ等他のデータとの比較） | <input type="checkbox"/> 有 → 3表/3表 <input type="checkbox"/> 無 | |

(注)「実施状況の有無」欄は、チェックの方法が適用可能な集計表の数を分母（右側）に、そのうちチェックを行っている集計表の数を分子（左側）に記載してください。また、分母と分子の集計表の数に差がある場合はその理由を「理由」欄に記載してください。

〔集計段階におけるチェックのルール化〕

- ◆ 他の機関（統計センター、地方公共団体、民間事業者等）においてエラーチェックを実施している場合、チェックの方法（表内検算、表間照合等）や内容（表間照合を実施する項目等）は、マニュアル、指示書、仕様書等に定めてエラーチェック実施機関に統一的に示しているか。
 - チェックの方法、内容ともに定めている
 - チェックの方法のみ定めている
 - 定めていない（地方公共団体、受託業者等の判断により実施）

② 委託事業者、地方公共団体の履行確認

〔委託事業者の履行確認〕

（委託事業者を経由して調査を実施している場合、以下にチェック）

i) 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）（以下本項において「ガイドライン」という。）の実施状況

- ◆ 委託対象業務（ ）
- ◆ 業務の実施状況の確認内容（複数回答）（ガイドラインⅢ4(2)ア）
 - 定期的又は随時の報告の求め
 - 委託事業者に対する監査
 - その他（ ）
- ◆ ガイドラインⅢ4(2)ア①に掲げる以下の項目について達成状況を確認しているか（複数回答）
 - **（共通）**
 - 調査票の誤送付等の状況
 - 調査項目別の未記入及び不備の状況
 - 調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況
 - 照会対応の状況及び効果（疑義再照会率等）
 - 督促の実施状況及び効果（督促後回収率等）
 - 収集したデータ（調査対象名簿、個別データ、集計データ等）の管理状況
 - （調査員調査のみ）**
 - 調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制
 - 調査員への指導状況
 - 報告者への訪問状況
 - 不在等の場合における再訪問の実施状況
- ◆ ガイドラインⅢ4(3)に掲げる事項を仕様書等において定めているか
 - 定めている 定めていない
 - ↳（理由： ）

- ◆ ガイドラインⅢ 5 (1)に掲げる再委託に関する禁止事項を遵守し、再委託の条件、手続、再委託先への業務指示の方法等について、契約書等に明記しているか。
 → している していない
 ↳ (理由：)

〔地方公共団体の履行確認〕

(地方公共団体を経由して調査を実施している場合、以下についてチェック)

i) 地方公共団体における適切な業務実施確保のために採っている措置

- ◆ 調査の実施状況把握のために採っている措置の有無 → 有 無
 (「有」にチェックした場合、該当するもの全てにチェック)
 → 定期的又は随時の連絡確認、打合せの実施
 現場に職員を派遣しての実施状況の把握
 業務の節目及び完了時の報告聴取
 その他 ()

ii) 国・地方公共団体任命の調査員の適切な業務実施確保のために採っている措置

- ◆ 調査員設置状況の把握の有無 (名簿等の提出を受けている等) → 有 無
- ◆ 国から地方公共団体に手引等により求めている措置の有無 → 有 無
 (「有」にチェックした場合、該当するものすべてにチェック)
 → 研修等を通じ、正しい調査方法等の理解徹底
 指導員等の巡回による実施状況の把握
 現場に職員を派遣しての実施状況の把握
 業務の節目及び完了時の報告聴取
 その他 ()
- ◆ 国が地方公共団体を介さず直接行う実施状況把握調査の有無 → 有 無
 (「有」にチェックした場合、具体的な内容を記入)

[]

③ 調査・集計方法の透明性

i) 統計調査の精度に関する情報の公開

◆ 基幹統計調査に関する情報の公開

総務省が基幹統計調査を対象に統計精度に関する情報の公表状況を調査して、統計委員会に報告した「統計精度に関する検査(統計精度検査)の標準検査(見える化状況検査)」(平成29年実施。平成30年3月フォローアップ)の評価事項に対する自己点検の結果

| ①標本設計 | | ②調査方法 (データ収集方法) | | ③集計・推計 方法 | | ④標本誤差 (標本調査のみ) | | ⑤非標本誤差 | | ⑥他統計との 比較・分析 | |
|-------|-------|--------------------|-------|--------------|-------|-------------------|-------|--------|-------|-----------------|-------|
| H30.3 | H31.2 | H30.3 | H31.2 | H30.3 | H31.2 | H30.3 | H31.2 | H30.3 | H31.2 | H30.3 | H31.2 |
| | | | | | | | | | | | |

※ 平成30年3月のフォローアップ以降に改善している場合は、それを踏まえたスコアを記載。なお、「H30.3」欄は総務省において記載

改善した部分について報告（ホームページ掲載の新旧を添付のこと）

()

ii) 業務マニュアル等の整備状況

◆ 担当者が異動しても手順やノウハウが継承され統計の品質が確保されるよう、統計作成上のポイントや手順等が整理された文書（名称、体裁は問わない）の有無 → 有 無
（「有」にチェックした場合）

→ 対象業務（全般、企画、標本抽出、実査、審査、集計、公表等）

（)

→ 定期的に内容を見直しているか

定期的実施（実施時期)

不定期実施 ()

その他 ()

④ プロセスごとの管理者の役割

i) 課室長級の管理者は、企画、実査、審査、疑義照会、集計、公表の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているのか

()

ii) 部局長級の管理者は、企画、実査、審査、疑義照会、集計、公表の各プロセスにおいて、どのような場面で関与しているのか

()

⑤ 結果数値の妥当性に関する外部からの指摘

i) 外部からの、結果数値への疑義等の指摘の状況

◆ 外部からの指摘の有無 → 有 無

（「有」にチェックした場合）

→ 指摘を踏まえ、訂正した件数（過去5年間）

| 区分 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|----|------|------|------|------|------|
| 件数 | | | | | |

（注）「30年度」は、平成30年4月から31年2月までの件数

ii) 外部からの指摘への対応ルール

◆ 外部からの指摘があった場合、事実関係を把握し、適切に対応するルールの有無

→ 有 無

（「有」にチェックした場合、その具体的内容を記載。別途、現物を提出してください。）

()

3 不適切事案の発生時対応に係る取組

① 必要なデータの保存

i) 調査票情報、調査関係書類等に係る保管期限の定めの有無及び保管期限

| データの種類 | 保管期限の定めの有無 | 保管期限 (「有」の場合) | 期間満了後の措置 |
|-------------|--|---|--|
| (1) 調査票情報 | <input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規定 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間 (年) <input type="checkbox"/> 1年未満 | <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄 |
| (2) 調査関係書類 | <input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規定 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間 (年) <input type="checkbox"/> 1年未満 | <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄 |
| (3) 中間生成物 | <input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規定 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間 (年) <input type="checkbox"/> 1年未満 | <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄 |
| (4) ドキュメント | <input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規定 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間 (年) <input type="checkbox"/> 1年未満 | <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄 |
| (5) 行政記録情報 | <input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規定 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間 (年) <input type="checkbox"/> 1年未満 | <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄 |
| (6) メタデータ | <input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規定 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間 (年) <input type="checkbox"/> 1年未満 | <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄 |
| (7) 母集団復元情報 | <input type="checkbox"/> 有⇒ <input type="checkbox"/> 調査規則 <input type="checkbox"/> 文書管理規定 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 永年 <input type="checkbox"/> 所定の期間 (年) <input type="checkbox"/> 1年未満 | <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 破棄 |

- ・「調査票情報」とは、統計法第2条第11項に規定するものをいう。
- ・「調査関係書類」とは、調査票以外であって、統計調査の実査段階（調査票の配布から回収に係る一連の活動という。以下同じ。）で利用する調査対象名簿、調査区地図、要図等その他関係書類で調査対象の識別を可能とするものをいう。
- ・「中間生成物」とは、集計段階等において結果表等の最終生成物が完成するまでに生成される入出力帳票、チェック済データ、マッチング済データ等、調査票情報を含んだ生成物をいう。
- ・「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は磁気化された調査票情報及び匿名データがどのような情報であるか示す、また活用するために必要な情報をいう。例えばデータレイアウトフォーム、符号表等の調査票情報及び匿名データと結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム作成のために必要な仕様等、電子計算機処理に必要な情報をいう。なお、それらの取扱要領、調査概要資料も含む。
- ・「行政記録情報」とは、統計法第2条第10項に規定するもののうち、統計法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けたものをいう。
- ・「メタデータ」とは、あるデータそのものではなく、当該データに付随するデータ自身についての関連する情報をいう。データ内容・特性の理解を助けるため、実査や集計等の統計作成の各段階における作業がどのように行われたかについての情報（調査時期、調査方法、調査対象、抽出方法、推計方法等に関する情報）もメタデータに含まれる。
- ・「母集団復元情報」とは、(1)から(6)に掲げるもののほか、標本調査において母集団への復元推計を行う際に用いられる情報いう。

| |
|---|
| ② 発生時点での対応ルール |
| <p>i) 結果数値の訂正等不適切事案発生時の対応ルール（処理方法、記録）の有無、内容</p> <p>◆対応ルールの有無 → <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 （「有」にチェックした場合） 上記ルール等の策定期間・内容（別途、現物を提出してください） （)</p> |

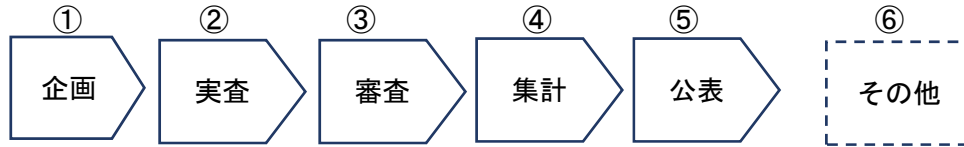
| |
|--|
| ③ 行政利用の事前把握 |
| <p>i) 結果数値の利活用先を具体的に把握しているか</p> <p>◆結果数値の利活用先を具体的に把握しているか（該当するものすべてにチェック）</p> <p><input type="checkbox"/> SNA、QEの作成の際に利用されている <input type="checkbox"/> その他の統計の作成の際に利用されている（利用されている統計名) <input type="checkbox"/> 政策の立案・実施の根拠として用いられている （政策等の名称) <input type="checkbox"/> 国が給付する手当や給付金等の金額の算定根拠として用いられている （手当等等の名称) <input type="checkbox"/> 月例経済報告に利用されている <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>◆結果数値の利活用先の把握方法 ()</p> |

4 品質向上（上記以外）に係る取組

| |
|--|
| ① 統計ニーズ（行政外を含む）の把握・対応 |
| <p>◆ 行政機関以外の利用者（例：民間シンクタンク、研究者）からのニーズを収集する取組の有無 → <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 （「有」にチェックした場合、その実績〔過去1年間〕） ()</p> <p>（参考）一般紙、業界紙、研究論文等の引用件数・e-Statダウンロード件数 （総務省において記載）</p> <p>◆ 統計法に基づく調査票情報等の二次的利用の状況（平成29年度）（総務省において記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票情報の二次的利用 () 件 ※統計法32条に基づく行政機関等による2次利用、統計法33条に基づく調査票情報の提供 ・ オーダーメイド集計 () 件 ※統計法34条に基づき作成する統計の提供 ・ 匿名データの提供 () 件 ※統計法35条に基づき作成される匿名データの提供 |

② 担当職員数、職員の能力

〔調査業務の流れ〕



〔本統計の作成に従事する職員数（省令職以上を除く）〕

※時期によって職員数が変動する場合、標準的な職員数となる時点で記載

| | |
|---------------|------|
| 業務量を按分した実員相当数 | 8.2人 |
| 従事する職員の人数（実員） | 9人 |
| うち、 | |
| 統計業務経験10年以上 | 0人 |
| 〃 5年以上10年未満 | 2人 |
| 〃 2年以上5年未満 | 3人 |
| 〃 2年未満 | 4人 |

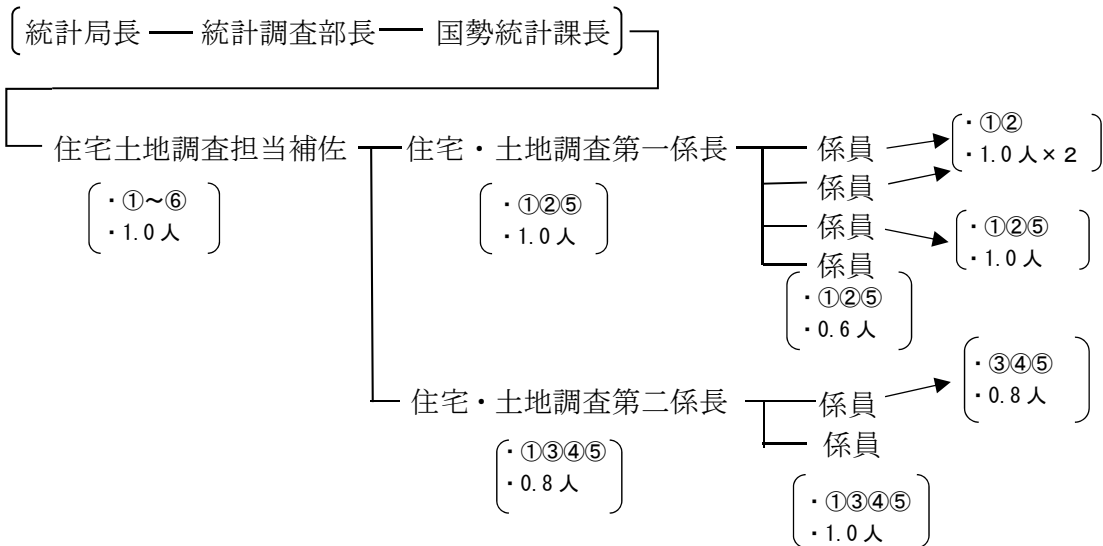
上段：業務内容（①～⑥で実施業務をプロット）
下段：業務量按分

〔担当管理職（政令職、省令職）の統計業務経験等〕

- 統計業務の経験者、修士・博士号保有者、統計検定等の合格者のいずれかに該当（○人）
- 上記のいずれもなし（○人）

〔調査担当部局課室・係〕 ※本府省のみ記載

※下図は住宅・土地統計を例にイメージ的に便宜整理したものであり、実際の業務割り振り等とは異なる。



③ 統計作成に用いるシステムの概要、運用体制（関連システムの更新の適切性。古いシステムが使われていないか）

〔現行の審査・集計システムの概要〕

- ◆ どの業務についてシステムを用いているか（該当するものすべてにチェックし、その概要を記載）

| | |
|--------------------------------------|---------|
| システムを用いている業務 | システムの概要 |
| <input type="checkbox"/> データのチェック・審査 | |

| | |
|-----------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 統計の作成・集計 | |
| <input type="checkbox"/> その他 () | |

(注)「システムの概要」欄には、①主なシステム構成、②システム構築時期(いつから使用しているのか)、③内製システムか、外部に発注したシステムか、④(外部発注のシステムの場合)過去10年間で業者の変更あったか(同じ業者が継続的に業務を受注しているか)、⑤OSの種類(例:Windows10, UNIXなど)(サーバー側、クライアント側)、⑥ソースプログラムに使用している言語(COBOL, JAVAなど)の種類、⑦システムで使用しているアプリケーションの種類、ソフトウェアライセンスの使用の有無、使用している場合の有効期間などについて記載してください。これらの情報が記載されている既存資料(調達時の仕様書等)がある場合にはその資料を添付し、ここでは「別添資料参照」と記載してください。

- ◆ 当該システムを担当(開発、運用等)している府省職員数(実員相当数)
()人
- ◆ システム経費(ハード、ソフト)
開発経費()円 年間運用経費()円

〔調査変更時のシステム面での問題〕

- ◆ 調査事項の項目や選択肢など調査に変更があった場合に、システム面で特に問題になる事項は何か(該当するものすべてにチェック)
 - 改修費用
 - 改修に要する時間
 - 改修内容(何を直すべきかが分からない、など)

上記以外で、現にシステムを利用・運用していて不都合を感じる点について記載

[]

④ オンライン調査の実施状況

◆ オンライン調査の導入状況

- 導入済(導入時期:)
 - ・利用システム
 - 政府共同利用システム
 - 独自システム(各省、受託業者等)
 - 電子メール
 - その他()
 - ・オンライン回答率(オンライン回答者/調査対象者×100)(%)
 - 5%未満の場合、利用が少ない理由()
 - 50%以上(世帯調査は30%以上)の場合、利用が多い理由()
- 導入予定(導入予定時期:)
- 導入予定なし→年間総対象数1万以上の統計については、導入しない理由()

5 過去5年間（平成26年1月～30年12月）における結果数値の訂正等事案の有無の状況

○ 結果数値の訂正等による正誤表情報の公表・提供

無

有 → (具体内容)

◆過去5年間の公表件数： 件

◆直近から遡って5事例を記載

(注) 公表した正誤表情報に関する資料を添付してください。

| | | | | | |
|-----------------------------|--------|--|--|--|--|
| 公表時期 | H○.○.○ | | | | |
| 事案概要（内容/ 時期/影響） | | | | | |
| 事案発見の端緒 （発見した者/発 見日時） | | | | | |
| 原因 | | | | | |
| 対応（結果数値の 訂正、事案の公表 等） | | | | | |
| 再発防止に向け 採った措置 | | | | | |

(案)

統計職員数及び職員の統計研修の受講状況について

| | |
|-------|--|
| 府省庁等名 | |
|-------|--|

1 統計職員数（総務省で記載）

| | |
|-------------------|-------|
| 平成 25 年 4 月 1 日現在 | 539 人 |
| 平成 30 年 4 月 1 日現在 | 584 人 |

うち、統計検定等の合格者数（ 人）※常勤職員のみ
 修士、博士号を有する者（ 人）※常勤職員のみ

※「統計検定等」については、統計調査士、専門
 統計調査士を含みます。

2 職員の統計研修の受講状況

○ 自府省職員の統計研修の受講状況

(単位：人)

| 区分 | 研修名 | 研修期間 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|---------------------|---------------------------------|--------|-------|-------|-------|
| 統計基本課程 (本科) | 本科（総合課程） | 3 か月 | | | |
| 統計専門課程 | 人口推計 | 5 日間 | | | |
| | 国民・県民経済計算 | 5 日間 | | | |
| | 経済予測 | 5 日間 | | | |
| | 指数に関する研修 －鉱工業指数を中心に－ | 2.5 日間 | | | |
| | 地域分析 | 4 日間 | | | |
| | 政策立案と統計 | 2.5 日間 | | | |
| | 政策評価と統計 | 3 日間 | | | |
| | 産業連関表の作成・分析 | 5 日間 | | | |
| | マイクロデータ分析 －R による統計解析－ | 4 日間 | | | |
| 統計基本課程 | 統計利用の基本 | 3 日間 | | | |
| | 統計分析の基本 | 4 日間 | | | |
| | 経済統計の基本 | 3 日間 | | | |
| | 社会・人口統計の基本 | 2 日間 | | | |
| | 調査設計の基本 | 5 日間 | | | |
| | GIS による統計活用 | 2 日間 | | | |
| 統計入門課程 | 統計実務者向け入門 | 2 日間 | | | |
| | 統計利用者向け入門 | 3 日間 | | | |
| 統計入門課程 (オンライン講座) | 初めて学ぶ統計 －公務員のためのオンラ イン講座－ | — | | | |
| | 統計データのできるまで －統計的推測の基礎－ | — | | | |



左記に相当する府省独自実施の研修の受講者数

(注)「区分」「研修名」及び「研修期間」は、総務省統計研究研修所が実施している研修を参考までに示しているものである。

個票データの審査段階におけるチェックの内容（調査票単位）

資料2-3(参考)

〔各調査の調査票〕（調査票ごとに調査事項の通し番号（1、2、…）を振る）

秘 基幹統計調査

平成30年 ○○調査 調査票A

平成30年3月



- この調査は、統計法に基づく基幹統計調査として実施し、報告の義務があります。
- 秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
- 調査票に記入していただいた内容は、統計法に定められている利用目的以外に使用することはありません。
- 別にお配りした「調査票の記入のしかた」を参照して記入してください。

| | | | | | | | | | |
|---|---------------------------------------|------------------|---------------------------|-------------------|---------------------|--------------------|-------------|--------------|------------------------------|
| 1 事業所の名称及び電話番号 ●法人の場合は、登記上の名称を記入してください。 ●貴事業所が支所・支社・支店である場合は、法人名と事業所名(店舗名等)を記入してください。 ●屋号など通称名がある場合は、「通称名」欄に記入してください。 | フリガナ | | | | | | | | |
| | 正式名称 | | | | | | | | |
| | 通称名 | | | | | | | | |
| | 電話番号(代表) | () | 局 | 番 | | | | | |
| 2 事業所の所在地 ●郵便番号から町丁・字・番地・号、ビル・マンション名、階、号室まで全て記入してください。 ●他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。 | 郵便番号 | 都道府県名 | 市区町村名 | | | | | | |
| | 町丁・字・番地・号 | | ビル・マンション名(階・号室まで記入してください) | | | | | | |
| | 貴事業所で行っている事業(行っている事業の全ての番号を○で囲んでください) | | | | | | | | |
| 3 事業所の事業の種類及び業態 ●貴事業所で行っている事業の内容について、別にお配りした「調査票の記入のしかた」を参照して、できるだけ詳しく記入してください。 | 1 農業、林業 | 2 漁業 | 3 鉱業、採石業、砂利採取業 | 4 建設業 | 5 製造業 | 6 電気・ガス・熱供給・水道業 | 7 情報通信業 | 8 運輸業、郵便業 | 9 卸売業、小売業 |
| | 10 金融業、保険業 | 11 不動産業、物品賃貸業 | 12 学術研究、専門・技術サービス業 | 13 宿泊業、飲食サービス業 | 14 生活関連サービス業、娯楽業 | 15 教育、学習支援業 | 16 医療、福祉 | 17 他の営利事業 | 18 その他 政治・経済・文化・宗教団体など |

8 事業所又は組織全体の年間総売上(収入)金額
 ●単独事業所の場合は、事業所の年間総売上(収入)金額を、本所・本社・本店の場合は、組織全体の年間総売上(収入)金額を記入してください。
 ●外国の会社、法人でない団体の場合は、事業所の年間総売上(収入)金額を記入してください。
 ●売上(収入)金額の定義は「調査票の記入のしかた」を参照してください。
 ●平成29年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、平成29年を最も多く含む決算期間)の決算について記入してください。 **41**

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------------------------|----------------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|---|---|
| ●金額については、消費税込みで記入してください。 経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の口に「レ」点を記入し、税抜きで記入してください。 | 税抜き記入 40 <input type="text"/> | 十兆 <input type="text"/> | 兆 <input type="text"/> | 千億 <input type="text"/> | 百億 <input type="text"/> | 十億 <input type="text"/> | 億 <input type="text"/> | 千万 <input type="text"/> | 百万 <input type="text"/> | 十万 <input type="text"/> | 万 <input type="text"/> | (万円未満四捨五入) 0000 <input type="text"/> | 円 |
|--|----------------------------------|----------------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|---|---|

〔チェックの内容〕



○○調査 調査票A

(調査票単位で各調査票についてチェック内容を記載)

全調査事項:72項目

| 区分 | 調査事項の通し番号 | 1 | 2 | 40 | 41 | 71 | 72 | チェック有の項目数 / 全項目数※ | 検出総数(概数) |
|--------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------------|----------|
| チェック方法 | ①記入漏れのチェック | ○ | ○ | 該なし | ○ | ○ | ○ | 70/72 | |
| | ②レンジチェック | 該なし | 該なし | 該なし | ○ | ○ | 該なし | 9/10 | |
| | ③クロスチェック | ○ | ○ | 該なし | ○ | ○ | ○ | 58/60 | |
| | その他 | 該なし | 該なし | 該なし | 該なし | 該なし | 該なし | | |
| | ①~③の計 | 2 | 2 | ・ | ・ | ・ | ・ | 137/142 | |

当面の進め方

| | | | | |
|----|--|---|---|---|
| 1月 | <p>24日</p> <p>30日</p> <p>基幹統計（56）の点検結果公表 ※28日厚労省からの追加分公表</p> <p>統計委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検検証部会の設置 ・基幹統計は、予備審査（統一的審査）の後、ターゲット型審査（重点審査） ・一般統計は、基幹統計に準じた各省自己点検の結果の報告を受ける | <p>2月</p> <p>19日</p> <p>20日</p> <p>点検検証部会（第1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会運営の基本方針を決定 ・追加調査に向けた視点を決定 <p>統計委員会</p> | <p>3月</p> <p>5日</p> <p>6日</p> <p>中下旬～</p> <p>点検検証部会（第2回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹統計の点検の事案の評価 ・書面調査案の審議 <p>統計委員会</p> <p>点検検証部会第1、第2ワーキンググループ（週1回程度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面調査結果に基づきヒアリング | <p>春までメド</p> <p>夏</p> <p>点検検証部会（第3回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予備審査（統一的審査）の点検検証結果のとりまとめ（ワーキンググループから報告） ・ターゲット型審議（重点審査）の対象（統計、視点等）の絞り込み <p>※統計の重要度、問題発生のリスク等を勘案して選定</p> <p>※6～7月 第1次の再発防止等の提案とりまとめ</p> |
| | | <p>各省で一般統計の自己点検</p> <p>▶※基幹統計の点検に準じた点検</p> | <p>▶※基幹統計の追加調査に準じた点検</p> | <p>点検検証部会に結果報告</p> |

点検検証部会ワーキンググループの設置について（案）

公的統計の点検検証に係る審議等を効率的に行うため、以下により、点検検証部会の下にワーキンググループ（以下、「WG」という。）を置く。

- 1 WGは次の表の左欄に掲げるとおりとし、これらWGの担当部分はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| WG名 | 担当部分 |
|------|-------------------------------------|
| 第1WG | 厚生労働省、文部科学省、経済産業省、国土交通省及び環境省が所管する統計 |
| 第2WG | 人事院、内閣府、総務省、法務省、財務省及び農林水産省が所管する統計 |

- 2 WGに属すべき委員及び専門委員は別紙のとおりとする。
- 3 WGにWG座長を置き、各WG座長は別紙のとおりとする。
- 4 委員及び専門委員は、その所属するWG以外のWGに参加することができる。
- 5 WG座長は、自らが作成プロセスに関与した経験（過去5年以内）を有する統計を審議する場合にあっては、出席している委員又は専門委員のうちから自らが指名する者に、その職務を代理させるものとする。
- 6 WG座長は、議事に関係があると認めた者の参加を求めることができる。
- 7 WGの会合での配布資料は、原則として、当該WG終了後ホームページ上で公表するとともに、当該WGの会合に係る議事概要を事務局で取りまとめ、速やかにホームページ上で公表する。
- 8 その他WGの運営に関して必要な事項は、当該WG座長が定める。

(別 紙)

ワーキンググループに所属する委員

[第1WG]

○河井委員

川崎委員

篠専門委員

大西専門委員

[第2WG]

○西郷委員

嶋崎委員

川口専門委員

西専門委員

注 ○は各WGの座長